

いざというときの連絡先

お子さんの体調の相談や医療機関の案内をしてくれるところ

○かながわ小児救急ダイヤル（毎日 18:00～翌 8:00） TEL#8000

ダイヤル回線・IP 電話等 TEL050-3490-3742

※夜間お子さんの体調の事で判断に迷われた場合、その対処方法について電話相談を行っています。

○かながわ救急相談センター（#7119）（24 時間、年中無休） TEL#7119

ダイヤル回線・IP 電話等 TEL045-232-7119 または TEL 045-523-7119

※急な病気やけがをした場合、救急車を呼ぶべきか、すぐに医療機関にかかる必要があるか、
受診できる病院・診療所はどこかなどを電話で相談に応じます。

○川崎市救急医療情報センター（24 時間、年中無休） TEL044-739-1919

※急な病気やけがの時、これから受診できる市内医療機関をご案内します。
※医療相談や歯科のご案内は行っていません。

休日・夜間に初期診療を受けられるところ

○休日急患診療所（日曜・祝日・年末年始 12/30～1/3）

受付 9:00～11:30/13:00～16:00 診療科目：内科・小児科 ※1※2※3

川崎休日急患診療所（川崎区富士見 1-1-1） TEL211-6555

幸休日急患診療所（幸区戸手 2-12-12） TEL555-0885

中原休日急患診療所（中原区小杉町 3-26-7 医師会館 2 階） TEL722-7870

高津休日急患診療所（高津区溝口 5-15-5） TEL811-9300

宮前休日急患診療所（宮前区東有馬 2-13-3） TEL853-2133

多摩休日急患診療所（多摩区登戸 1775-1） TEL933-1120

麻生休日急患診療所（麻生区万福寺 1-5-3） TEL966-2133

○休日夜間急患診療所 診療科目：内科 ※1※2※3

多摩休日夜間急患診療所（多摩区登戸 1775-1） TEL933-1120

受付 毎日（365 日）…18:30～22:30

○小児急病センター 診療科目：小児科 ※1※2※3

南部小児急病センター（川崎区新川通 12-1、市立川崎病院内） TEL233-5521 ※要事前連絡

受付 毎日（365 日）…17:00～翌朝 8:30

土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）…24 時間

中部小児急病センター（中原区小杉町 1-383、日本医科大学武蔵小杉病院内） TEL733-5181

受付 毎日（365 日）…18:30～23:00

北部小児急病センター（多摩区登戸 1775-1、多摩休日夜間急患診療所内） TEL933-1120

受付 毎日（365 日）…18:30～翌朝 5:30

○年末年始等急患歯科診療（ゴールデンウィーク 5/3～5/5・年末年始 12/30～1/3）

受付 9:00～11:30/13:00～16:00 診療科目：歯科

歯科医師会館診療所（川崎区砂子 2-10-10） TEL819-4494

中原歯科保健センター（中原区小杉町 2-288-4） TEL733-1248

百合丘歯科保健センター（麻生区高石 4-15-5） TEL966-2261

※1 専門的な治療が必要な場合には、別の医療機関を紹介することがあります。※2 怪我などの外科的処置は行っておりません。
※3 投薬は原則 1 日分のため、翌日に「かかりつけ医」等で受診してください。

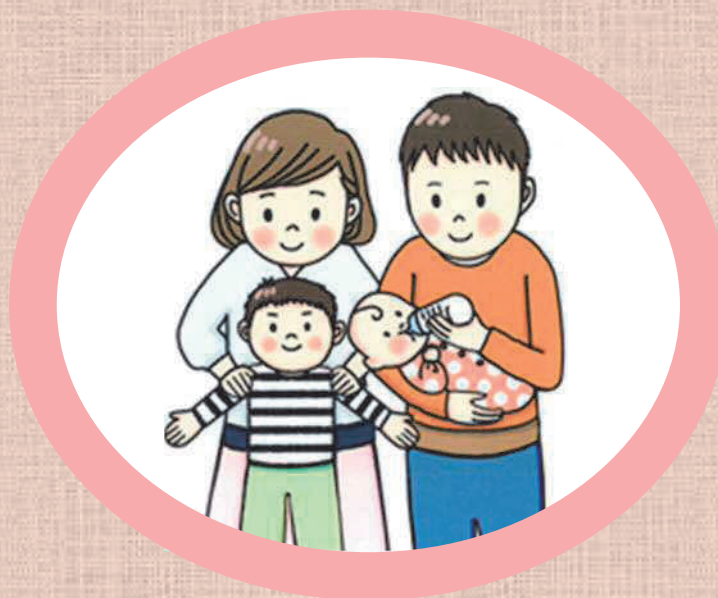
川崎市の市外局番は「044」です

かわさきし子育てガイドブック 令和7年度版

川崎市

かわさきし 子育て ガイドブック

令和7年度版



赤ちゃんが
生まれるまで

赤ちゃんが
生まれてから

子どもの
手当と医療

保育園・幼稚園を
さがす

小・中学生に
なったら

手助けが
必要なとき

ひとり親家庭の
ための支援

障害のある
子どものために

各種相談窓口
の紹介

子どもの
施設一覧

区役所
問合せ先一覧

川崎市子どもの
権利に関する条例



目次

1	赤ちゃんが生まれるまで（妊娠・出産）	
（1）	妊娠したら・・・・・・・・・・・・・・・・	7
（2）	出産するとき・出産したら・・・・・・・・	10
2	赤ちゃんが生まれてから（健診・育児のサポート）	
（1）	子どもの健康診査・検査・予防接種・・・・・・・・	13
（2）	育児のサポート・・・・・・・・・・・・・・・・	17
3	子どもの手当と医療	
（1）	子育て家庭への手当・・・・・・・・・・・・・・・・	24
（2）	医療費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・	26
（3）	医療の給付・・・・・・・・・・・・・・・・	28
4	保育園・幼稚園をさがす	
（1）	公立保育所・認可保育所・認定こども園・・・・・・・・	30
（2）	地域型保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・	32
（3）	認可外保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・	34
（4）	認可保育所などにおける多様な保育事業・・・・・・・・	35
（5）	幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・	44
（6）	その他の施設・・・・・・・・・・・・・・・・	47
（7）	幼児教育・保育の無償化・・・・・・・・・・・・・・・・	48
5	小・中学生になったら	
（1）	小・中学校への入学・就学援助・・・・・・・・	51
（2）	こども文化センター・わくわくプラザ等・・・・・・・・	52
（3）	青少年教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・	54
（4）	博物館・美術館・・・・・・・・・・・・・・・・	55
6	手助けが必要なとき（児童相談・社会的養護）	
（1）	児童相談所・・・・・・・・・・・・・・・・	56
（2）	児童養護施設など・・・・・・・・・・・・・・・・	56
（3）	民生委員児童委員・主任児童委員・・・・・・・・	59

7	ひとり親家庭のための支援・・・・・・・・・・	60
8	障害のある子どものために	
	(1) 障害のある子どものための施設・・・・・・・・	65
	(2) 障害のある子どものための制度・・・・・・・・	67
9	各種相談窓口の紹介	
	(1) 妊産期の健康や不妊等に関する相談・・・・・・・・	70
	(2) 育児に関する相談・・・・・・・・・・	70
	(3) 子育て不安・家族の悩み・虐待・DVに関する相談・・・	71
	(4) 子どもの発達・療育等に関する相談・・・・・・・・	72
	(5) 学校・教育・青少年に関する相談・・・・・・・・	72
	(6) 子どもの権利・男女平等にかかわる人権に関する相談・	73
	(7) 外国語での相談・・・・・・・・・・	73
10	子どもの施設一覧	
	(1) 地域子育て支援センター・・・・・・・・・・	75
	(2) 公立保育所・認可保育所・・・・・・・・・・	77
	(3) 地域型保育事業・・・・・・・・・・	88
	(4) 川崎認定保育園・・・・・・・・・・	91
	(5) 企業主導型保育事業・・・・・・・・・・	93
	(6) 地域保育園・・・・・・・・・・	95
	(7) 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）・・・・・・・・	96
	(8) 認定こども園（保育所部分）・・・・・・・・	99
	(9) こども文化センター・・・・・・・・・・	100
	(10) わくわくプラザ・・・・・・・・・・	102
	(11) 図書館・市民館・・・・・・・・・・	105
	(12) スポーツセンター等・・・・・・・・・・	106
11	区役所問合せ先一覧・・・・・・・・・・	108
12	川崎市子どもの権利に関する条例・・・・・・・・	110

一時的にお子さんをみてほしいときは・・・23 お子さんの預け先を検討する際に・・・43
 子ども・子育て支援新制度について・・・50 「保育・子育て総合支援センター」とは・・・107
 キャッシュレス決済のご利用について・・・107 ワーク・ライフ・バランスとは・・・111

年齢別 主な制度インデックス

	妊娠中	出生	0歳
出産～子育て	子育てガイド		
妊産期の 手続・助成制度	母子健康手帳 7	出生届（出産後14日以内） 10	
	妊婦健康診査 7	出産育児一時金 12	
こどもの 健診・予防接種			乳幼児健康診査
			予防接種
育児のサポート	産前・産後家庭支援ヘルパー（産前～産後6か月） 17	ふれあい子育て	
		産後ケア（出生～産後4か月） 19	
子どもの 手当・医療			地域子育て支援センター
			児童手当
			小児医療費助成制度
保育園・幼稚園			保育所
			認定こども園
			地域型保育事業
			川崎認定保育園
			地域保育園
			一時保育
			乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
小・中学生向けの施設			こども文化センター
各種相談	妊産婦等健康相談 70	産後の健康相談 70	育児相談
			子ども・子育て相談

1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生以降
3						
(3〜4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児【3歳6か月児対象】、5歳児)						14
(0歳〜7歳6か月) ※接種する予防接種によって接種時期等が異なります						15
てサポート（生後4か月〜小学校6年）						20
(0歳〜小学校就学前)						21
(0歳〜高校生年代まで)						24
(0歳〜中学校卒業)						26
(生後43日目〜小学校就学前)						30
(0歳〜小学校就学前)						31
(生後43日目〜2歳)						32
(0歳〜小学校就学前)						34
(0歳〜小学校就学前)						35
(0歳〜小学校就学前) ※施設によって受入年齢が異なります。						35
(0歳6か月〜満3歳未満まで) ※利用日時点を基準とします。						39
幼稚園						44
(0歳〜18歳未満)						52
わくわく プラザ 53 (小学1〜6年)						
(0歳〜小学校就学前)						70
教育相談 (小学生〜高校)						72
(0歳〜18歳未満)						70

内の数字はページ数です。

子育てガイド（生まれるまで）

時期	初期		
	2か月	3か月	4か月
月	2か月	3か月	4か月
週数	4～7週	8～11週	12～15週
妊婦健診	4週間に1回		
自分や家族ですること	☐ 母子健康手帳と母子健康手帳〔別冊①②〕を受け取る ☐ 妊娠届出後の面談を受ける ☐ かわさき子育てアプリをインストールする ☐ 出産する病院を決めて予約をする ☐ お酒、たばこをやめる ☐ 家族や周囲の人に近くで喫煙しないように配慮してもらう ☐ 里帰り出産をするか決める		
	【妊婦のための支援給付】 ☐ 妊婦支援給付金1回目の申請を行う		
お仕事の関係	☐ 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用		
	☐ 出産予定日を会社に伝える、妊娠中の ☐ 体調が悪い場合は、医師や助産師に相談し、 ☐ 妊婦健診を受けるための時間が必要な場合 ☐ 産休について会社に報告し、取得する ☐ 育休について家族で話し合い、会社へ申請 ☐ 仕事の引継ぎの準備をする		

妊娠期

中期			後期		
5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月
16～19週	20～23週	24～27週	28～31週	32～35週	36～40週以降
4週間に1回		2週間に1回			1週間に1回
☐ 育児グッズを準備する ☐ 両親学級に参加する（初産の方） ☐ 産後の家事・育児の分担を家族で話し合う ☐ 近所の小児科や地域の交流の場（地域子育て支援センターなど）の情報を集め、足を運んでみる ☐ 里帰り出産の場合は産院を決める ☐ 歯っぱーファミリー健診を受診する（パートナーの方も受診可）			☐ 産前・産後のサービス（産後ケアなど）について利用を検討する ※産後ケア事業は妊娠32週から申請登録が可能です。 ☐ 上の子の出産時の体制を考える（一時預かり、ふれあい子育てサポート等） ☐ 入院セットを準備する ☐ 出産時の連絡先を準備する（産院の電話番号・タクシーアプリなど） ☐ 産後の生活をイメージし、自宅の環境を整える		
【妊婦等包括相談支援事業】 ☐ 妊娠7～8か月頃に届くアンケートに回答する			出産前後に利用するサービスについて検討を 始めましたか？ なにか気になっていることはありますか？		
☐ 地域子育て支援センターなどの交流の場の見学					

働き方（時間外労働、休日労働、深夜業の制限など）の希望を伝え、相談する

「母性健康管理指導事項連絡カード」（母子健康手帳に様式あり）を勤務先に提出する
 は会社に申請する

（出産後の働き方の希望を伝える）

する～産後パパ育休も創設されました～

子育てガイド（生まれてから）

時期	出産	1 歳
乳幼児健診等	先天性代謝異常等検査 1か月児健診 3～4か月児健診 7か月児健診 新生児聴覚検査 産婦健康診査	
教室等	離乳食教室	
自分や家族で すること	★ 出産後に必要な手続きを行う、経済的支援を受ける ☐ 出生届の提出 ☐ 出生連絡票の提出 ☐ 公的医療保険の加入 ☐ 出産育児一時金 ☐ 出産手当金 ☐ 医療費控除 ☐ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受ける ☐ 予防接種を継続して受ける、かかりつけの小児科を決める ☐ 地域の子育て講座や交流の場（地域子育て支援センターなど）を利用する ★ 産後に利用できるサービスやサポート （対象年齢の制限や自己負担あり。各詳細ページを参照） ☐ 産後ケア（P 19） ☐ 産前・産後家庭支援ヘルパー ☐ ショートステイ（P 58） ☐ 一時保育（P 35）	
お仕事の関係	☐ 出産後、慣らし保育期間を踏まえて、職場復帰の時期を改めて ☐ 保育所の情報を集め、足を運んでみる→ 利用申し込みをする ☐ 産前・産後の社会保険料（健康保険・厚生年金）の免除を ☐ 育児休業取得中の社会保険料（健康保険・厚生年金）の ☐ 職場復帰に向けて家族で育児・家事の分担や働き方を話し合う	

コラム「妊婦のための支援給付」及び「妊婦等包括相談支援事業」

令和7年4月1日から、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、経済的支援である「妊婦のための支援給付」と併走型相談支援である「妊婦等包括相談支援事業」が国の事業として始まりました。なお、事業の開始に伴い、令和6年度まで実施していた出産・子育て応援事業は終了しました。

「妊婦のための支援給付」

【妊婦支援給付金1回目】妊婦1人あたり5万円を支給

【妊婦支援給付金2回目】妊娠中の胎児の数×5万円を支給

子育て期

2歳

1歳6か月児健診

3歳児健診
(3歳6か月時)

幼児食教室

- ☐ 児童手当 ☐ 児童扶養手当 ☐ 子どもの医療費助成
☐ 産前・産後の国民年金保険料の免除（第1号被保険者の方）
☐ 産前産後期間に相当する国民健康保険料の減額

【妊婦のための支援給付】

- ☐ 「新生児訪問」または「こんにちは赤ちゃん訪問」後、
 妊婦支援給付金2回目を申請する

(P 17)

- ☐ ふれあい子育てサポート (P 20)

検討する

- ☐ 育児休業給付金を申請する（原則会社経由）

申し出る（原則会社経由）

免除を申し出る（原則会社経由）

「妊婦等包括相談支援事業」

【1回目・妊娠届出時】看護職による全数面談を実施

【2回目・妊娠7～8か月頃】アンケートを実施し、アンケートの内容をもとに相談希望があった妊婦に対して
面談を実施

【3回目・出産後】「新生児訪問」または「こんにちは赤ちゃん訪問」の乳児家庭全戸訪問時に面談等を実施